

16～18 徴収関係各表

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

2 用語の説明

(1) 国 税 徴 収

徴収決定済額とは、納税義務の確定した国税で、その事実の確認（徴収決定）を終了した金額をいう。

収納済額とは、日本銀行等の収納機関において収納された国税の金額をいう。

不納欠損額とは、滞納処分の停止後3年経過等の事由により納税義務が消滅した国税の金額をいう。

収納未済額とは、徴収決定済額のうち収納済とならなかったもの又は不納欠損として整理されなかった金額をいう。

(2) 物納・延納

収納済額とは、国に完全に所有権が移転された物納財産の金額をいう。

引継額とは、収納済の物納財産を財務局へ引き渡した金額をいう。

(3) 国税滞納

滞納処分とは、納税者が納付すべき国税を納付の期限までに完納しない場合において、その納税者の財産を差し押さえ、その差し押さえ財産を換価し、その換価代金から国税を徴収する一連の強制執行手続のことをいう。

(4) 還 付 金

支払命令官分とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいう。

支払委託官分とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものをいう。